

# ブルネイにおける優先権主張の 手続 (外国優先権)

TNY Legal Co., Ltd.  
(TNY 国際法律事務所)

永田 貴久  
日本国弁護士・弁理士  
共同代表取締役



TNY Legal Co., Ltd.はタイ・バンコクに2016年2月に設立された法律事務所であり、主にタイに進出する日本企業および進出済みの日本企業に対し、産業財産権の出願、知的財産権の権利行使の代理およびサポート、法令調査、各種契約書の作成等のリーガルサービスを提供している。グループ事務所として日本（弁護士法人プログレ・TNY 国際法律事務所、永田国際特許事務所）、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、イスラエル、エストニアに事務所を有する。永田貴久弁護士・弁理士は事務所創設者であり、日本およびタイにおける出願実務および権利行使について豊富な経験を有している。

## 1. 概要

ブルネイに優先権を伴う特許出願を行う場合、PCT ルートを通じた出願と、パリ条約を利用した直接出願ルートがある。ブルネイの公用語は英語であるため、明細書が英語で作成されている場合、別途翻訳の必要はない。しかし、英語以外の書面を提出する場合、原則としてすべて英訳を添付する必要がある。

優先権を伴ってブルネイに直接出願する場合、優先出願日から12か月以内の出願が必要となる。

なお、PCT ルート、直接出願いずれのルートにおいても、委任状、譲渡証書、優先権証明書の本（ただし、審査官から提出を要求された場合を除く）の提出は必要とされない。

## 2. PCT ルート

### (1) 必要書類

PCT ルートを利用する場合の必要書類は概ね下記のとおりである。

- ・ PCT 出願の書誌的事項
- ・ PCT 出願の明細書（英訳されていない場合は、翻訳証明付き英訳）
- ・ 国際段階の補正書類一式
- ・ 願書（PCT/RO/101）

- ・変更の記録の通知（PCT/IB/306）
- ・発明者から出願人に特許を受ける権利が譲渡された経緯
- ・翻訳者の宣誓書付き優先権証明書 of 英訳

## (2) 審査請求

PCT ルートを経由した出願について審査請求を行う場合、次の2つのオプションのいずれかを利用することができる。

- a. ブルネイ特許庁（BruIPO）への直接審査請求
- b. IPRP（国際予備報告）に基づく請求

a.は優先日から 39 か月以内に請求する必要がある。現地代理人に依頼する場合の必要書類は下記のとおり（いずれも、英訳されていない場合は英訳が要求される場合がある）。

- ・国際調査報告書（ISR）の写し
- ・ISR の引用文献の写し

b.は、優先日から 42 か月以内に請求する必要がある。必要書類は特にない。なお当然であるが、IPRP に基づく審査請求は、IPRP において肯定的評価が得られている場合にのみ有効である。

## 3. 直接出願ルート

### (1) 必要書類

パリ条約を利用した直接出願を行う場合の必要書類は概ね下記のとおりである。

- ・出願人の住所（所在地）、氏名（名称）、国籍
- ・発明者の住所、氏名、国籍
- ・明細書の英訳
- ・優先権主張の詳細
- ・優先権証明書の翻訳証明付き英訳
- ・国際預託機関（IDA）に微生物を預託している場合はその詳細

・発明者から出願人に特許を受ける権利が譲渡された経緯（および、発明者がブルネイに居住しているか否かについての情報）

## (2) 審査請求

パリ条約を利用した直接出願を行う場合、次の4つのオプションのいずれかを利用することができる。審査費用は、a.からd.に進むにつれて安価となる。

- a. BruIPO にサーチレポートを請求し、その後、必要に応じて審査請求を行う。
- b. BruIPO に対し、サーチレポートと審査請求を同時に行う。
- c. 対応外国特許出願のサーチレポートを提出した上で審査請求を行う。
- d. 対応外国特許出願の肯定的な審査結果を提出した上で審査請求を行う。

オーストラリア、カナダ、欧州、日本、韓国、ニュージーランド、英国、米国に対応外国特許出願が存在しない場合は、a.またはb.を行う。サーチレポートの請求は優先日から13か月以内に行わなければならない、審査請求は優先日から21か月以内に行わなければならない。

オーストラリア、カナダ、欧州、日本、韓国、ニュージーランド、英国、米国に対応外国特許出願が存在し、サーチレポートが発行されている場合、c.の方法を採用することができる。審査請求は、a.およびb.同様に優先日から21か月以内に行わなければならない。

オーストラリア、カナダ、欧州、日本、韓国、ニュージーランド、英国、米国に対応外国特許出願が存在し、既に肯定的な審査結果を得ている場合、d.の方法を採用することができる。この審査請求は、優先日から42か月以内に行わなければならない。

(協力) Henry Goh & Co Sdn Bhd

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)